

日本学術会議法案の重要な修正ないし根本的再検討を求める声明

2025 年 5 月 28 日

食農資源経済学会 理事会

日本学術会議（以下、学術会議）法案が今次国会（第217回常会）に提出され、衆議院の内閣委員会（5 月 9 日）および本会議（5 月 13 日）で可決されました（賛成：自民党、日本維新の会、公明党、反対：立憲民主党、国民民主党、れいわ新選組、日本共産党、参政党、日本保守党）。しかし衆議院で同法案に反対した諸政党による質疑はもとより、ノーベル賞受賞者を含む歴代学術会議会長経験者などの研究者や市民社会組織からも、同法案が学術会議の政府からの独立性を担保しないことについての重大な懸念が指摘されており、学術会議協力学術研究団体でもある本学会理事会は、以下のような諸点からそうした懸念を共有するものです。

私達は、参議院における審議で学術会議の独立性を明確に担保するための法案の重要な修正を行なうか、一旦廃案として学術会議や同協力学術研究諸団体、および広く市民社会の意見を十二分に反映した再検討を要望し、ここに声明を発するものです。

私達が今次法案において、日本学術会議の独立性に重大な懸念をいただく主な論点は以下のとおりです。

1. 役員的一种である「監事」（2 名、首相任命）が監事以外の役員（会長・副会長）、会員、職員の「不正行為」「不当な事実」について首相に報告する任務をもって配置されるが、何をもって「不当」なのかが不明確なままに、事実上首相が学術会議の活動を常時監視することになる懸念（法案の主として第 20 条、第 23 条。以下同じ）。

2. 学術会議会員候補者の選定に際して「選定助言委員会」（会員以外の科学者で構成、総会選任）が「会員候補者選定方針作成と候補者選定そのもの」に意見することで、学術会議の会員自治が制約される懸念（第 26 条）。

3. 学術会議総会の重大議案作成に際して「運営助言委員会」（会員以外の者で「学術・研究とこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業などにおける研究成果の活用状況」や「組織経営に関し」、「広い経験を高い識見を有するもの」、つまりいわゆる「民間有識者」、会長任命）が意見することによる、学術会議の自治・独立性が制約される懸念（第 27 条、第 36 条）。

4. 学術会議会員の「解任」規定が置かれ、「会員候補者選定委員会」が「著しく不適当な行為をしたと認める」会員の「解任」を総会に諮ることができる。その場合に「著しく不適当な行為」が全く曖昧なところ、この条項に関して提出者としての内閣府特命担当大臣が上記委員会で「特定のイデオロギーや主張を繰り返す会員は今度の法案では解任できる」と答弁したことから窺える、学術会議とその会員の思想信条の自由を侵害する懸念。また上記「監事」が「不当な事実」として首相に報告することをつうじて「著しく不適当な行為」と扱われる可能性についての懸念（第 25

条,第 32 条)。

5. 役員, 会員, 職員に「職務上保秘義務」が課され, その違反者には刑罰(1 年以上の拘禁刑または罰金 50 万円以下)をとらなう。しかし何が「職務上知り得た秘密」かについて, 上記委員会で内閣府特命担当大臣は説明しておらず, 当該「秘密」の範囲が政府の恣意的な判断で運用されることにより, 学術会議の独立性ならびに「公開性」という研究の根本原則も制約される懸念(第 34 条, 第 55 条)。

6. 「日本学術会議評価委員会」(内閣府に設置, 首相任命)が, ①学術会議の最も重大な方針を定める「中期的な活動計画」の策定に際して「意見」し, 学術会議はそれを聴かねばならないこと, ②学術会議の毎年度「自己点検評価書」を同「評価委員会」に提出し, 同「評価委員会」がそれを「調査審議」して学術会議に「意見」を述べ, 学術会議はそれを「評価方法の改善に適切に反映」しなければならないことからくる, 学術会議の独立性・運営の自治が制約される懸念(第 42 条, 第 44 条, 第 51 条)。